

4651 - 1139  
平成27年1月22日

各市町村精神保健福祉担当課長 殿  
各保健所長

宮崎県精神保健福祉センター所長  
( 公 印 省 略 )

自立支援医療費（精神通院）支給認定における経過的特例の取扱いについて（通知）

日頃から、精神保健福祉の推進に御理解・御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、自立支援医療（精神通院）の経過的特例に係る支給認定については、「自立支援医療（精神通院）の経過的特例に係る支給認定の取扱いについて（通知）」（平成23年2月21日付け4651-1201および平成24年1月5日付け4651-1170）に基づいて取り扱っていただいているところです。

厚生労働省の平成27年1月14日付けの事務連絡によりますと、平成27年4月1日以降も経過的特例の期限は延長される予定ですが、当該支給認定に係る受給者証については、改正政令交付後でなければ発行できません。

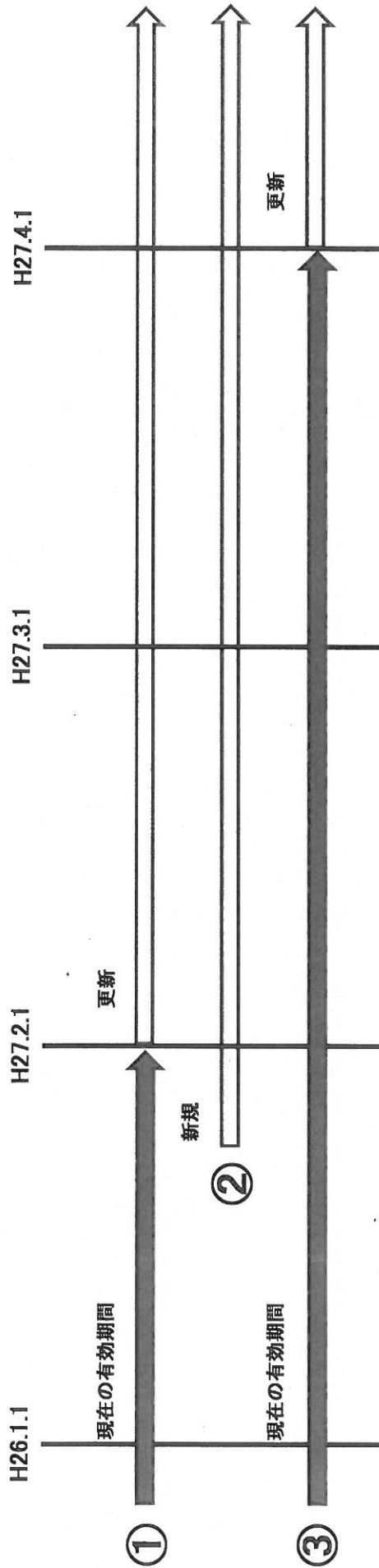
今後改正後の制省令が公布されるまでの間、「一定以上」の所得区分該当者の支給認定については、下記のとおり取扱いますので、申請者への説明等についてよろしくお願いいたします。

記

- 1 「重度かつ継続に該当する一定以上所得以上の者」で、平成27年3月31日より前に有効期間を迎え、引き続き更新の必要がある者（例えば、平成26年2月1日から平成27年1月31日までの有効期間である者：裏面図 例①）又は同負担区分で平成27年3月31日までに新規申請を行う者（裏面図 例②）については、「自立支援医療（精神通院）の経過的特例に係る支給認定の取扱いについて（通知）」（平成23年2月21日付け4651-1201および平成24年1月5日付け4651-1170）に基づいて取り扱う。  
ただし、経過的特例の期限が延長されない場合の有効期限は、『平成27年3月31日まで』となる。
- 2 「重度かつ継続に該当する一定以上所得以上の者」で、平成27年3月31日以降に有効期間を迎え、引き続き更新の必要がある者（例えば、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの有効期間である者：裏面図 例③）が、厚生労働省からの連絡、改正政令公布までに再認定の申請をする場合、申請書の受付及び進達、判定会における判定については従来どおりの取り扱いとし、結果に応じて、精神保健福祉センターにて交付決定を行う。  
また、経過的特例の期限が延長された場合においても、受給者証の発行については時間を要することに留意すること。
- 3 経過的特例が延長されなかった場合は、上記2により申請された「重度かつ継続に該当する一定以上所得以上の者」について、一定以上所得を理由とする不承認通知を送付する。

文書取扱  
担当：田部  
TEL 0985-27-5663  
HP <http://seihocenter-miyazaki.com/>

# ＜経過的特例の改正政令公布までの申請書類の取り扱い＞



例 ① ② → 受給者証等に括弧書きで『経過的特例が延長された場合 平成〇〇年〇月〇日まで』と記載した受給者証等を発行する。

例 ③ → 判定会での判定後、しばらく保留となり、厚生労働省からの通知に合わせて発行(もしくは不承認)する。